

別海町地域おこし協力隊募集要項

耐震・空き家対策（委託型）

1 募集背景

本町では、建物の安全性を高める耐震化率の向上と、増加する空き家への対策が急務となっています。そこで、町民の皆様のご自宅を個別に訪問し、耐震診断や補強、補助制度の周知を行うとともに、空き家の実態調査や活用提案を進めていきます。専門知識よりも、住民に寄り添い、人と地域を繋ぐ高いコミュニケーション能力やコーディネート経験を活かして、町の未来を守り活性化させてくれる人材を募集します。

2 募集人数及び任用形態

2名 委託型

3 活動内容及び活動場所

<活動内容>

- ▶ 空き家実態調査・流通促進
 - ・町内住宅の現地調査、空き家の現況確認、新規空き家の抽出業務
 - ・関係部署や隊員との連携、空き家の損傷確認、移住定住に繋げる流通促進業務
- ▶ 耐震化・空き家対策の普及啓発
 - ・町内住宅への個別訪問、耐震診断や耐震改修および建替等に係る周知業務
 - ・各種イベントへの出展、耐震や空き家に関する特設ブース設置、相談窓口対応
- ▶ 住宅相談・相続手続き支援
 - ・相続等による住宅取得に関する相談、手続きに伴う住宅関連の相談対応

<活動場所>

別海町内

4 募集対象

- 下記の条件をすべて満たす方に限ります。

(1) 次のアからエの要件の**いずれか**に該当する方

- ア 3大都市圏、政令指定都市、県庁所在地、中核市等（過疎・山村・離島・半島地域以外の都市地域）に住民票を有する方
- イ これまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解嘱から1年以内の方
- ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）参加者として2年以上活動し、かつJETプログラム終了から1年以内の方
- エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

アの詳細は、こちらの[「特別交付税措置に係る地域要件確認表」](#)でお住まいの自治体をご検索ください。

- ・「都市地域」の場合 → 要件を満たしています
 - ・「一部条件不利地域」の場合
 - お住まいの地域が条件不利地域外であれば要件を満たしています
- ※ 条件不利地域の該当・非該当はお住まいの市区町村にお問合せください

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

(3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方

(4) 地域おこし活動に意欲と情熱を持ち、積極的に活動できる方

(5) 地域住民と協力しながら意欲的に活動でき、積極的に企画・提案ができる方

(6) 自治会に加入し、地域住民と円滑な関係を構築できる方

- (7) 委嘱後、直ちに別海町に生活の拠点と住民票を異動させることができる方
- (8) ワード、エクセル等の基本的な操作ができる方
- (9) 普通自動車免許を有している方又は取得見込の方
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない方
- (11) 任期終了後、業務経験等を活かした就業又は起業を目指し、地域に定着することを目標とする方
- (12) 外国籍の場合は、日本語検定3級以上のレベルを有し、会話、テキストともに日本語でのコミュニケーションが取れる方

5 勤務条件

■ 身分

個人事業主として、町との間で委託契約を締結します。

（町との雇用関係はありません。）

■ 契約（委嘱）期間

契約日から令和9年3月31日までとします。

（年度ごとの契約とし、最初の契約の日から最長3年まで更新できます。）

※ 契約日は、隊員候補者と町が協議したうえで決定した日とします。

※ 地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、契約期間中であっても契約解除することがあります。

■ 委託料

月額 約455,000円（報償費：300,000円、活動費：約155,000円）

※ 雇用関係がないため、雇用保険には加入しません。健康保険、年金等は、各自での対応となります。

※ 上記委託料は、業務委託の期間や活動内容によって変更することがあります。

※ 当月分委託料は翌月中に払い込まれます。初月は委託料の支払いがないためご留意願います。

■ 活動日及び勤務時間

勤務日及び勤務時間の定めはありませんが、月間で21日、162時間45分の活動を想定しています。

■ 活動報告

勤務日及び勤務時間の定めはありませんが、活動状況を定期的に町に報告する必要があります。

■ 住居

① 住居は民間アパートを斡旋します。（住宅料、光熱水費等は自己負担となります）

② 転居に伴う費用は、自己負担となります。

■ 車両

活動に必要な車両は、原則として隊員が用意するものとします。

※ 別海町での生活や活動時の移動手段として、自動車があると便利です。

■ 副業

任期中の協力隊活動に支障のない範囲で行うことが可能です。

6 応募方法

■ 提出書類

- ① 「履歴書」（任意書式。ただし、顔写真貼付のものとする。）
- ② 「職務経歴書」（任意書式）

■ 提出方法

下記の電子フォームから応募してください。※QRコードからも応募可能です。

<https://logoform.jp/f/falSf>



- ※ ①②は電子フォームに原則PDFで添付してください。
- ※ 取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、目的以外に使用することはありません。
- ※ 内定後、地域要件を満たしているかを確認するため、住民票の写しの提出を求めます。

■ 募集期間

令和8年9月18日（金）まで

- ※ 応募状況等に応じ、募集期間を短縮又は延長することがあります。

7 選考方法

■ 第1次選考（書類選考）

提出書類による選考を行います。

希望に応じて、町担当者等とのカジュアル面談（WEB）を行います。

第1次選考結果は、随時応募者にメールで通知します。

■ 第2次選考（面接選考）

第1次選考合格者を対象に、個人面接（WEB）を行います。

第2次選考の日時については、応募者との調整の上決定します。

- ※ 応募前にWEB面談を実施することも可能です。

- ※ WEB面談等を受けるために必要な機器の用意、システム使用料、通信料等は、応募者負担となります。

■ 別海町地域おこし協力隊員の決定

第2次選考により、別海町地域おこし協力隊員を内定します。第2次選考結果は、メールで通知します。

8 問い合わせ先

〒086-0205
北海道野付郡別海町別海常盤町280
別海町役場
町HP：<https://betsukai.jp/>

総合政策部地域人材政策（担当：成田（なりた））
TEL：0153-74-9502（直通）
E-mail：regional-hr-st@betsukai.jp